

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

秋田水環境創造計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

秋田市

3 地域再生計画の区域

秋田市の全域

4 地域再生計画の目標

秋田市は、秋田県の日本海沿岸地域の中央部にある秋田平野に位置し、905.67 km²の市域と30万人を超える人口を擁する秋田県下第一の都市である。秋田平野は、雄物川などの河川から、良質な水が豊富に供給されており、古くから米作を中心とする農業が盛んである。雄物川流域は、米や鉱物資源、木材を産するため、秋田平野で産する米と併せて、その河口部である土崎湊に物産が集積された。そのため、北前船航路や雄物川水運の物流拠点となり、港湾都市としても発展した。羽越・奥羽本線をはじめとした交通運輸機関の整備等により、雄物川水運は過去のものとなったが、雄物川放水路の開削、秋田港と秋田運河の改修、臨港工場地帯の造成を経て、環日本海海運を担う国際港湾として進化を遂げている。

平成17年に、旧河辺町、旧雄和町と合併したことで、広大な山林地帯を含むこととなった。そこは、清流岩見川、筑紫森などの景勝地としての役割だけでなく、良質な水を涵養する水源地帯でもある。

このように、秋田市は、水と密接な関係を保ちながら発展してきた多面的な都市となっている。

しかしながら、近年、その水に関連した問題が発生している。生活排水処理の地域差の問題である。全市的に見れば、生活排水処理施設の整備率は90%を超えているものの、実際には、市街地での公共下水道の普及に拠るものであり、農村地域での農業集落排水や浄化槽による整備は遅れている。そのため、河川や湖沼の水質に悪影響が出ている。特に、本市の北部地域の汚濁河川が流入する八郎湖では水質汚染が進行しており、平成19年度に湖沼法の指定を受けることになった。

また、農村地域の生活雑排水は農業用水の汚染につながるため、このままでは、本市の重要産業の一つである米作にも大きな影響が出ることが予想される。生活雑排水による汚染は、生活環境の悪化だけでなく、基幹産業の農業への魅力を失うきっかけともなる。農業が停滞すれば、農村地域から多くの若年者が市街地に流出し、高齢化と人口減少が一層進むことになる。

水を守ることは、多面的な本市の魅力を守ることにつながるものであり、農業用排水など公共用水域の水質保全と、快適な生活環境を確保するため、農村地域集落の汚水処理施設を整備し、農業生産環境を改善、ひいては河川や湖沼の水質の向上を図る。また、農業用水の水質を向上させることにより農産品の質を高め、さらには農業の価値を高め、以て農村地域の再生を目指す。

【計画の目標】

（目標 1）公共用水域（農業用排水）の水質改善

- ・ 農業用水取水地点（事業実施区域内）の水質について、農業用水基準を達成
農業用水基準

項目	pH	COD(mg/L)	SS(mg/L)	DO(mg/L)	T-N(mg/L)
基準値	6.0 ～ 7.5	6 以下	100 以下	5 以上	1 以下
現状	6.8 ～ 7.8	1.2 ～ 13	1.0 ～ 64	5.9 ～ 11.0	0.3 ～ 2.0

（目標 2）市全体の耕地面積減少率（5年間）を1%未満に抑える

- ・ 8,232 ha（2000センサ） → 7,555 ha（2005センサ） △677 ha（8.2%減）を
5年後の目標値 7,480 ha（2010センサ） △75 ha（1.0%減）
10年後の目標値 7,430 ha（2015センサ） △50 ha（0.7%減）
に抑える

（目標 3）農業集落排水及び浄化槽による汚水処理施設の整備促進

- ・ 農業集落排水計画区域における汚水処理人口（普及率）を
10,900人（61.0%） → 13,990人（78.2%）に向上
- ・ 浄化槽計画区域における汚水処理人口（普及率）を
989人（24.5%） → 2,441人（62.6%）に向上
- ・ 個人設置型浄化槽による処理人口 9,549人 → 9,851人 に向上

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

農業集落排水により整備予定の金足地区は、秋田市の北部に位置する2級河川馬踏川沿線にある8集落と、当該河川の西側に位置する3集落の合計11集落から構成されている。集落周辺には、緑豊かな水田が広がっているが、地区の中央部を高速道路、西側には国道がそれぞれ南北に通っているほか、隣接した南西側にはJR追分駅と高校や大学、また北側には隣接する潟上市の玄関口となる秋田自動車道男鹿・昭和I.Cがあり、都市近郊型の農村集落を形成している。

当該地区は、生活雑排水が集落内水路から農業用水路、その流れ先である馬踏川や八郎湖・男潟などの湖沼へ流入していることにより、水質汚濁が進行し、悪臭や害虫の発生、農作物の生育障害など、農業集落の生活環境に多大な影響を及ぼしている。

このため、平成19年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼の指定を受け、「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第1期）」を策定し、水質保全対策を推進することになり、上流に位置する本地区の区域の拡大（2期区域計画）と早期完成が求められている。

また、浄化槽整備についても、平成元年より浄化槽の設置希望者を対象に、事業費の一部を助成する浄化槽設置整備事業を実施してきたほか、一部の地域（旧河辺町）において個別排水処理施設整備事業を平成14年度より実施しているが、あまり整備が進まず、生活環境の悪化だけでなく、生活雑排水による汚染により、基幹産業の農業にも大きな影響が出ることが予想される。

よって、汚水処理施設整備交付金を活用し、経済的かつ効率的な生活排水処理施設の整備を行うことにより、公共用水域の水質保全と快適な生活環境を確保するとともに、農業生産環境を改善し、魅力ある農村社会の形成を目指す。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。

- ・ 農業集落排水資源循環統合補助事業（金足地区1期）
…平成19年1月採択
- ・ 農業集落排水資源循環統合補助事業（金足地区2期）
…平成20年1月採択

【事業主体】

- ・ いずれも秋田市

【施設の種類】

- ・ 農業集落排水施設、浄化槽（市設置型・個人設置型）

【事業区域】

- ・ 農業集落排水施設 秋田市金足地区の一部（1期地区・2期地区）
- ・ 浄化槽（市設置型） 秋田市全域（公共下水道区域及び農業集落排水区域以外）
- ・ 浄化槽（個人設置型） 秋田市全域（公共下水道未認可区域及び農業集落排水未採択区域）

【事業期間】

- ・ 農業集落排水施設 平成19年度～平成24年度
- ・ 浄化槽（市設置型・個人設置型）平成19年度～平成23年度

【整備量】

- ・ 農業集落排水施設 $\phi 75\sim 250\text{ mm}$ $L=29,300\text{ m}$
（単独事業 $\phi 75\sim 150\text{ mm}$ $L=3,300\text{ m}$ ）

- ・浄化槽（市設置型）400 基
（単独事業 放流施設 1 式）
- ・浄化槽（個人設置型）110 基
なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり
- ・農業集落排水施設 2,210 人（1 期 1,700 人・2 期 510 人）
- ・浄化槽（市設置型） 1,450 人
- ・浄化槽（個人設置型） 300 人

【事業費】

- ・農業集落排水施設 事業費 1,576,000 千円（うち交付金 788,000 千円）
単独事業費 250,000 千円
- ・浄化槽（市設置型） 事業費 445,350 千円（うち交付金 148,450 千円）
単独事業費 170,200 千円
- ・浄化槽（個人設置型）事業費 45,390 千円（うち交付金 15,130 千円）
- ・合計 事業費 2,066,740 千円（うち交付金 951,580 千円）
単独事業費 420,200 千円

5-3 その他の事業

- ・農地水環境保全向上活動支援事業
農家だけでなく、行政や地域住民が参加し、農業用水路や河川の保全管理と美化を図ることで、汚濁の現状を一般市民に周知し、汚水処理施設の普及促進を図る。
- ・全市一斉清掃
町内会等を通じ、全市民に呼びかけて身近な道路や水路又は河川等の清掃活動を行うとともに、その活動を通じて、環境美化や公共用水域の水質保全に対する意識の高揚を図る。

6 計画期間

平成19年度～平成24年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す数値目標について、計画終了後、秋田市において状況を調査、評価し、公表する。

また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、市と地域住民による評価機関を設置し、施設の整備状況等について評価・検討する。

なお、秋田市は、整備された生活排水処理施設における水質検査、維持管理等が適切に行われていることを、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査結果等により把握する。